

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

婚姻贈与と婚姻連帯：漢族の婚姻体系と地域性

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国立民族学博物館, National Museum of Ethnology 公開日: 2010-02-26 キーワード: 作成者: 中生, 勝美 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003618

婚姻贈与と婚姻連帯

——漢族の婚姻体系と地域性——

中 生 勝 美*

- | | |
|-------------------|----------|
| I. はじめに | IV. 婚姻連帯 |
| II. 婚資と持参財に関する研究史 | V. 結論と課題 |
| III. 婚姻贈与の社会的機能 | |

I. はじめに

漢族の婚姻儀礼には、婚資と持参財の交換が組み込まれている。そして贈与は、姻戚関係の連帯を作りだす。本稿では、漢族の婚資と持参財、および婚姻連帯などをめぐる論議を、多くの蓄積がある婚資と持参財に関する社会人類学的研究により、再考することを目的とする。

さて、中国大陸の漢族社会は、1949年の社会主義革命以降、大きく変化をしている。特に本稿で分析対象とする伝統的な婚姻贈与は、法的に規制されたり、あるいは政治運動によって禁止された。そこで本稿では伝統的な婚姻贈与の形態を分析するために、中国社会が変革を遂げる以前、つまり1930年代から40年代に至る時期の調査資料を主として利用していきたい。

また従来の漢族社会の研究は、中国南部に関するものが大半を占めていた。そこで本稿では、40年代初頭に華北平原での調査資料を中心に、中国北部の事例を分析していくことにする。そしてさらに、これらの文献資料に加えて、現在でも行なわれている伝統的な婚姻習俗に関する新聞等の文献資料、および筆者自身の山東省調査資料を補足的に用いながら考察を展開していきたい。

* 日本学術振興会特別研究員

Ⅱ. 婚資と持参財に関する研究史

(1) 一般理論

婚姻儀礼の中に贈与が組み込まれている社会では、贈与と婚姻連帯とが有機的に結びついている。ラドクリフ＝ブラウン (A.R. Radcliffe-Brown) は「贈与の交換による連帯において、受け取った贈り物に対し、等価の返礼をするのでなければ、連帯を傷つけ、その代わりに敵意の状態を作り出す [RADCLIFFE-BROWN 1952: 103]」と指摘している。この贈与の交換と社会的連帯との関係は、モース (M. Mauss) の贈与に対する捉え方——提供・受容・返礼の三つの義務＝義務的贈答制度——と共通している [MAUSS 1925: 100 ff.]。

しかし夫方から妻方へ送られる婚資 (bride wealth) に対する返礼は、それぞれの社会によって異なる。そこで返礼の対象物が、例えば女性自体であったり、子供の帰属であったり、また女性が携えてくる持参財であったりする。この問題についてグディ (J. Goody) とタンバイア (S.J. Tambia) が婚姻の贈与に関する〈民族誌表録〉 (Ethnographic Atlas) を作成しているので、5大陸別に鳥瞰してみよう [GOODY & TAMBIA 1973: 49-52]。

この〈民族誌表録〉によると、大陸別の婚姻贈与を次のように特徴づけている。すなわち、アフリカでは婚資、ユーラシアでは持参財、オセアニアでは贈与の交換、南北アメリカでは贈与の欠如が、特徴となっているという。本稿では婚資と持参財に焦点を当てていくので、以下においてはアフリカとユーラシアの根拠をみていくことにする。まずアフリカでは、

婚資：195 労働奉仕：19 持参財：0 贈与交換：1 姉妹交換：10
贈与の欠如：13

となっている。そこで婚資と、その変形である労働奉仕とを合わせると、アフリカ社会の90%に達し、婚資がアフリカの特徴となっているという。次にユーラシアでは、

婚資：118 労働奉仕：6 持参財：21 贈与交換：5 姉妹交換：0
贈与の欠如：40

となっている。持参財の例が、アフリカの婚資のように数量的に多いわけではないけれども、それでもグディとタンバイアは、ユーラシアの婚姻贈与の特徴を持参財としている。その根拠は、この〈民族誌表録〉のサンプリングを行なった社会のうち、持

参財を贈る社会は23例だが、そのうちの21例をユーラシアが占めているからだとする。このようにグディとタンバイアの〈民族誌表録〉では、特徴を決める基準が首尾一貫していない点で批判の余地があるが、持参財が中国をも含むユーラシア大陸の特徴であることは重要である。

そこで婚姻贈与をめぐる議論も、当然のことながら分析対象となる地域の特徴を反映している。例えば、メア (L. Mair) によると、アフリカの婚資に関する議論の中から、人類学者が婚姻の安定性について論じたのは、ヨーロッパの行政当局に対し、家畜の支払いによる婚姻制度が、奴隷の売買ではないのだと説得を試みているうちに、偶然浮かび上がってきたことに始まるという [MAIR 1971: 195-196]。ではユーラシアの特徴である持参財が、婚姻連帯の安定性にどのように関与しているのかという論議を見ておこう。

持参財に関しては、次の2つの問題がある。まず第1に社会的地位と贈与の方向であり、第2はエコロジーや女性労働と持参財との関連である。第1の問題は、特にインドの昇嫁婚 (hypergamy) と持参財との関係で議論されてきた。これは“wife-giver”と“wife-taker”の社会的地位の高低と贈与の方向の問題である。スリランカのシンハラ社会を調査したヤルマン (N. Yalman) によれば、持参財制度と地位とは直接結びついているという。シンハラ社会における地位の概念には、財産とカースト内ランクである“wamsa”の、2つのヒエラルヒーがある。そこで特定の家族を指すときには、この2つを結合した“tatvaya”という概念で表現する。そしてこの“tatvaya”を同じくする者の間の婚姻は、持参財を贈らない。しかし“wife-taker”の“tatvaya”が少しでも優越している場合は、持参財を支払うことで“tatvaya”の均衡を保とうとする。そしてその格差が大きいほど持参財も多くなることを、ヤルマンは指摘している [YALMAN 1967: 172-177]。

第2のエコロジーや女性労働と持参財との関連については、バスラップ (E. Boserup) が次のように述べている。

…第1のタイプは、移動耕作 (shifting cultivation) が支配的で、農作業の主要部分が女性により行なわれている地域に見られる。こうしたコミュニティの内部では、高率の一夫多妻婚、および将来の夫とその家族により支払われる婚資を見出すことが予想される。女性は重労働である。(中略)

第2のグループは定住耕作 (plough cultivation) が支配的で、女性が男性よりも農業労働に従事していない地域に見られる。こうしたコミュニティの内部では、次のような特質を見出すことが予想される。すなわち多少はあるだろうが、

一夫多妻婚は非常に少なく、持参財は通常少女の家族により支払われ、妻は経済的扶助を完全に夫に依存し、夫は少なくとも婚姻が有効である間は、妻と子供を養育する義務がある [BOSERUP 1970: 50]。

このようにエコロジカルな条件や、女性の労働参加という要素が、婚姻形態や婚姻における贈与の様式に差異をもたらすという観点は、漢族の地域性を考えるうえで参考となるだろう。

(2) 漢族の婚資と持参財に関する研究

漢族における婚資と持参財の研究は、“wife-giver”と“wife-taker”の社会的地位の高低と贈与の方向に関して行なわれてきた。この問題について最も早く言及したのは、リーチ (E. Leach) である。リーチは母方交叉イトコ婚を分析した論文の中で、中国では“wife-giver”が娘だけでなく持参財も贈ることから、“wife-taker”のほうが“wife-giver”よりも地位が高いと考えていた [LEACH 1961: 76]¹⁾。

漢族の“wife-giver”と“wife-taker”の社会的地位の高低については、研究者の間で見解の相違がある。まずウルフ (A.P. Wolf) は服喪の研究から、姻族にも平等に服喪の義務があるので、「結婚は“wife-giver”と“wife-taker”との間に社会的地位の高低(つまりヒエラルヒー)を作らない [WOLF 1970b: 199]」と考えている。しかしフリードマン (M. Freedman) は、婚姻儀礼の分析から、「少女の家族は、儀礼的にも社会的にも少年の家族よりは劣った関係にある [FREEDMAN 1970: 185]」として、“wife-giver”のほうが“wife-taker”よりも社会的地位が低いと考えている。

この異なる見解に対して、エイハーン (E. Ahern) は台湾台北南部での調査に基づき検討を加えている。彼女は婚姻儀礼の過程と贈与の調査によって、「婚前の花嫁と花婿の家族が有する経済的・社会的地位とは関係なく、婚約の時点から、花嫁の家族は花婿の家族よりも儀礼的な優位に定められている [AHERN 1974: 279]」として、“wife-giver”のほうが“wife-taker”よりも儀礼的な地位が高いとしている。

これらの議論に対して、植野弘子は“wife-giver”と“wife-taker”の概念を適用する範囲が定義されていなかったとして、姻戚関係の前提となる〈婚家—生家〉関係に限定して、台湾台南県佳榕林の姻戚関係を分析している。そこで「“wife-giver”と“wife-taker”は結婚当事者の家族を対象とし、例外を除いてリネージにまで拡大することはない [植野 1987: 379]」ことを指摘している。そして〈婚家—生家〉関

1) 漢族の“wife-giver”と“wife-taker”の社会的地位の高低に関する議論には、リーチの見解に全く言及していない。

係を次のように結論づけている。

生家から婚家へは経済的援助と儀礼的贈与がなされ、生家が婚家の子孫の生殖と繁栄を祈願し援助する。そして婚家から生家への行為は、婿の岳父への奉仕の行為と姉妹の息子の母の兄弟への敬意に特徴づけられる。(中略) 婚家—生家間の姻戚関係は、ある家族とその家族と婚姻関係をもった家族の間で2世代にわたってその性格を変化させて展開するのである [植野 1987: 403]。

“wife-giver” と “wife-taker” の社会的地位の高低については、以上のような見解の相違と論争がある²⁾。そこで本章ではこの問題についても、従来人類学者が言及しなかった華北の事例から考察を進めていくことにする。

Ⅲ. 婚姻贈与の社会的機能

(1) 華北の婚姻儀礼における結納と持参財

婚姻儀礼は古典に規定された「六礼」であり、6段階の婚姻儀礼から構成される。その内容は次のとおりである。

納采：男家から女家へ贈与をおこなう結婚の正規の申込。

問名：吉凶を占うために娘の名前を問う。

納吉：占いの結果、吉とでたことの通知。

納徴：結納の贈与。

請期：結婚時期の取り決め。

親迎：娘を出迎える（つまり結婚式）。

[以上については、[滋賀 1967: 467] および [諸橋 1948: 34-44] を参照した。]

この古典的儀礼要件は、宋代以降から減少したという [仁井田 1942: 598]。そし

2) 漢族の姻戚関係を分析した研究として、このほかに堀江俊一の論考がある。堀江は、アハーン分析に対して、姻族を“wife-giver”と“wife-taker”とに分類したことに限界があると批判している。そして姻族を「母族」と「妻族」（堀江の用法によると「母の与え手」と「妻の与え手」）に区別すべきだとする見解を示している [堀江 1987: 203]。確かに植野が指摘しているように、従来の研究には“wife-giver”と“wife-taker”の概念が不明確であったという問題があった。しかし“wife-giver”と“wife-taker”の役割や地位が変化すると捉えるならば、姻戚関係を分析する方法概念としては有効性を保ちうるのではないだろうか。植野も、“wife-giver”と“wife-taker”の概念を適応する範囲は〈婚家—生家〉に限定しているが、“wife-giver”と“wife-taker”の概念の有効性までも否定しているわけではない [植野 1987: 397]。

てあらゆる漢族社会の婚姻儀礼は、六礼が基本となっているが、地方によって個々の儀礼的要素の意味づけは異なっている。

そこで本稿では、河北省定県の婚姻儀礼に関する李景漢の報告 [李 1933: 383] に基づいて、儀礼に付随する贈与の過程を見ていこう。

婚礼の日取りは、夫方が吉日を選んで決定し、娶帖 (=婚書) を送る。妻方はそれに答え、双方が合意する。これを「換書」という。夫方が裕福であれば、このときに金銭・絹織物・簪・珥 (=玉製の耳飾り) を妻方へ送り、妻方は書籍・筆・墨などを返礼する。婚礼の前日、夫方は次の品物を贈る。

- ①小麦粉の包子24個
- ②丸のままの豚肉半分
- ③食盒 (=結納を送るときに用いる専用の箱で、その中に、^{モンテイオ} 麵条・白米・乾粉 = 豆素麵のまだ水にひたさないものを入れる)
- ④塩を盛ったもの

これらはすべて大八車に載せて行く。このことを「催粧」と呼ぶ。このとき媒人 (=仲人) が付き添って行く。贈り物が妻方に届くと、妻方はそれらを1つずつ受け取る。しかし豚肉はさらに半分に分けて片方をとどめ、残りを夫方に返す。妻方は持参財を媒人へ渡し、夫方へ持っていってもらう。

この婚姻儀礼の枠組みも、「六礼」を基本とした構成になっている。しかし儀礼の

表1 北京市郊外清河鎮の婚姻

男性側	元	%
放定 (=結納)	12.50	5.3
通信 (=結納)	53.50	22.5
花婿の衣服・他の必需品	31.00	13.0
迎娶 (=結婚式)	141.00	59.2
合計	238.00	100.0
女性側	元	%
衣服	71.00	29.5
装身具	14.70	6.1
嫁妝 (=持参財)	49.30	20.4
吉期 (=結婚式)	106.00	44.0
合計	241.00	100.0

備考：この表は天野元之助 [1952: 312-317] の引用する「燕京大学清河実験区礼俗調査の嘗試」『北平晨报』[1934年7月4・11日]に拠る

表2 雲南省の中流階級の婚姻例 (1940年)
[cf. FEI & CHANG 1948: 257]

	男方	女方
交 渉	50	5
同 意	200	20
婚 約	600	60
婚礼の日取りの通知	1600	160
持 参 財	250	4250
披 露 宴	3000	2400
支 出 合 計	1205	4195

凡例：← 贈与 ←--- 返礼 単位：\$
支出合計とは、贈与から返礼を差し引いたもの

細部になると、河北省の諺にも「五里異風，十里改俗」とあるように、少し離れた村でも異なっている。しかし、婚姻儀礼に組み込まれた贈与の交換が、儀礼の中心要素となっていることに変わりはない。では贈与の交換が、“wife-giver”と“wife-taker”との間で、どちらの方向へより多くがもたらされているのだろうか。贈与の内容と金額については、革命以前の華北の事例として次のものがある。すなわち表1に見られるように、“wife-giver”と“wife-taker”の出費は、ほぼ同額で釣り合いの取れたものになっている。贈与が、一連の婚姻儀礼のどの段階で行なわれるかを記録したものとして、雲南省の事例がある。この事例を表2に挙げておこう。このように贈与と返礼は、個々の婚姻儀礼の中で繰り返される。表2に挙げたように、比較的裕福な家庭の婚姻では、持参財のほうが多くなることもある。しかし江蘇省呉江県開絃弓を調査したフェイ・シャオトゥン (Fei hsiao-tung [費孝通]) は、婚資と持参財とが同額になるように意識していると報告している [FEI 1939: 44]。

婚資と持参財とを同額にすることは、表1にもほぼ同額となっており、また筆者が山東省で調査した村落でも同様なことがいわれている。そこで理念的に婚資と持参財とが同額になることは、中国全体にわたって適合できるように思われる。

婚資と持参財とを同額とする背景には、漢族の婚姻体系における根本原則が貫徹していると考えられる。すなわち漢族の伝統的婚姻体系における配偶者選択の基準が、“wife-giver”と“wife-taker”の社会的地位・財産関係が同等であることを要求する習慣である「門当戸対」が、重要であった。そして婚姻贈与は社会的地位の表象であるので、婚資と持参財とが等価交換されたのである。

理念的には婚資と持参財とが等価交換であっても、実際にはさまざまな社会的条件に規定されて、婚資と持参財の交換バランスが崩れることは、ありうる。そこで婚資

と持参財の交換の変差を、バック (L. Buck) の資料に基づき、地域的差異と階層的差異とを見てみよう。

(2) 婚資と持参財の交換の地域的差異

バックの資料では、持参財 (dowry) については明示しているが、婚資については単に婚礼 (wedding) とあるだけである。しかし持参財を女方の支出と考えているように読み取れるので、それに対応した項目として婚礼という項目を、男方の支出である婚資と見ても差し支えないであろう。そこで婚資と持参財との地域的差異を見るために、婚礼と持参財の項目を取り出して表3を作成してみた。地域区分は図1・図2に挙げてあるので、そちらを参照していただきたい。

表3の婚礼と持参財の支出を比較すると、全国平均では婚礼のほうが持参財よりも3割近く多い。これを地域別に比較していくと、婚礼と持参財の支出が同額の地域は、華北平原、つまり冬小麦高粱区がそれに該当している。両者の比較という点では、婚礼よりも持参財のほうが多いのは、四川水稻区のみである。そして婚礼の比率が最も高いのは山西省を中心とする冬小麦粟区、および2期作水稻区であり、とくに華南の2期作水稻区では、婚礼と持参財の支出の差が大きく、かつ金額も全国平均の倍以上の高さである。その他の地域はほぼ全国平均と同じ比率となっている。

さて2期作水稻区では、特殊な経済事情によって、婚礼と持参財の支出が非常に高

表3 婚礼と持参財の地域的差異 (1929-33年調査)
[Buck 1937: 468]

地 域	婚 礼 (元)	持参財(元)
全 国 平 均	127	96
小 麦 地 帯	90	67
水 稻 地 帯	157	118
小麦地帯諸区		
春 麦 区	107	70
冬 小 麦 粟 区	97	40
冬 小 麦 高 粱 区	80	80
水稻地帯諸区		
揚子江水稻小麦区	123	108
水 稻 茶 区	173	136
四 川 水 稻 区	72	80
二 期 作 水 稻 区	305	167
西 南 水 稻 区	115	85

備考：22省・144県・152地方・16316農家

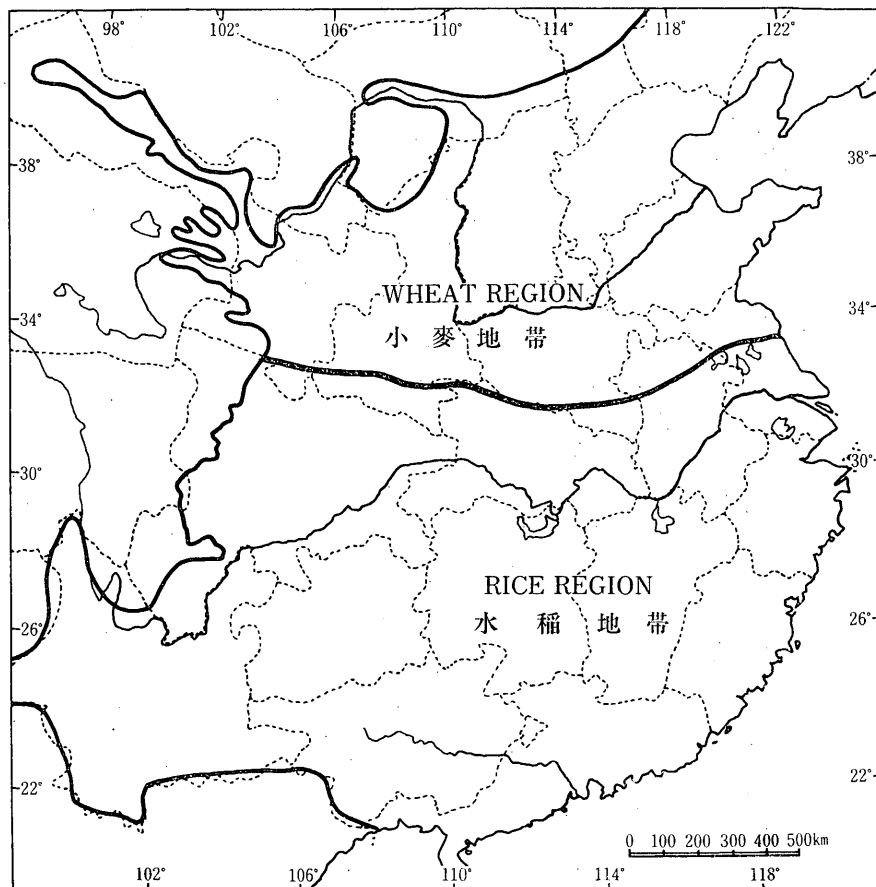


図1 農業地域区分 [1] [BUCK 1937: 25]

くなったのである。すなわちそれは、この地域が、南洋へ出稼ぎに赴く華僑を多数排出したという事情があったからである。陳達によれば、革命以前の華南から南洋へ出かけた華僑は、一時帰国して妻帯した後も、妻を故郷に残したまま再び南洋に戻っていったという。そこで華僑に娘を嫁がす場合に、一方でこの種の結婚に対する不安と、他方で華僑の富裕に対する羨慕との、あい矛盾する感情から、「結納金を吊り上げて最悪の事態に備え、以て消極的な準備をする [陳 1938: 149]」という状況になったのである。華南が華僑を排出する地域であったという、他の地域にはない特殊な事情が、婚資の支出を高めた。

またデヴィン (D. Davin) の作成した図3の纏足の南限の境界線は、2期作水稻の北限と一致している [DAVIN 1976: xii]。このことは2期作水稻区の農業形態が、

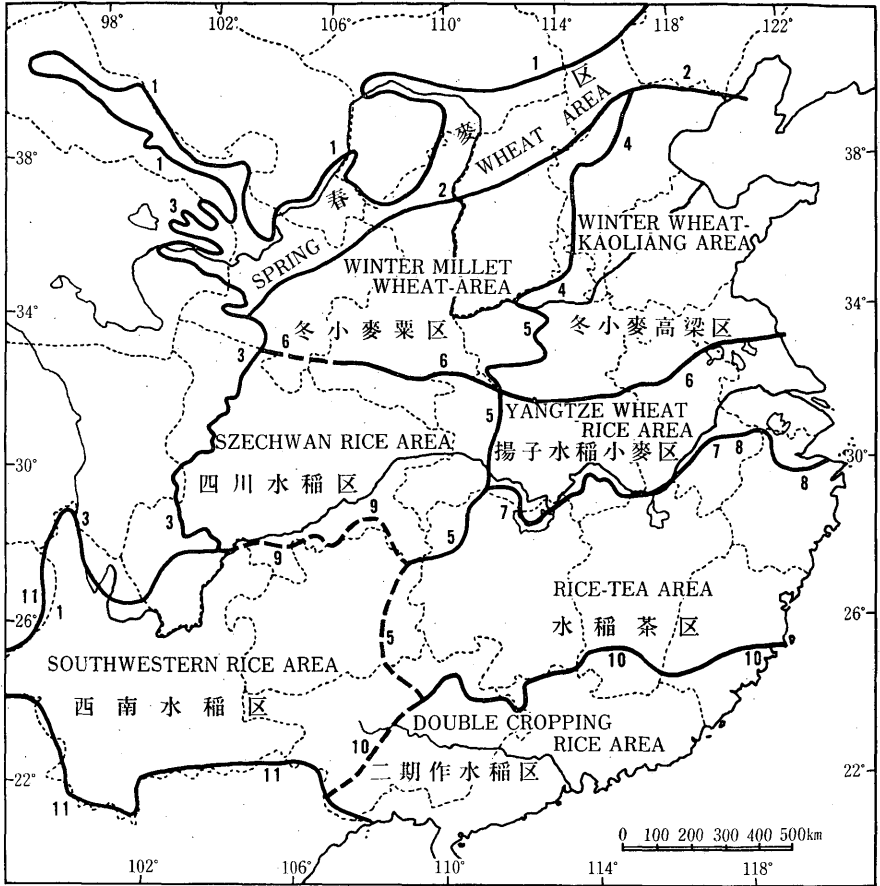
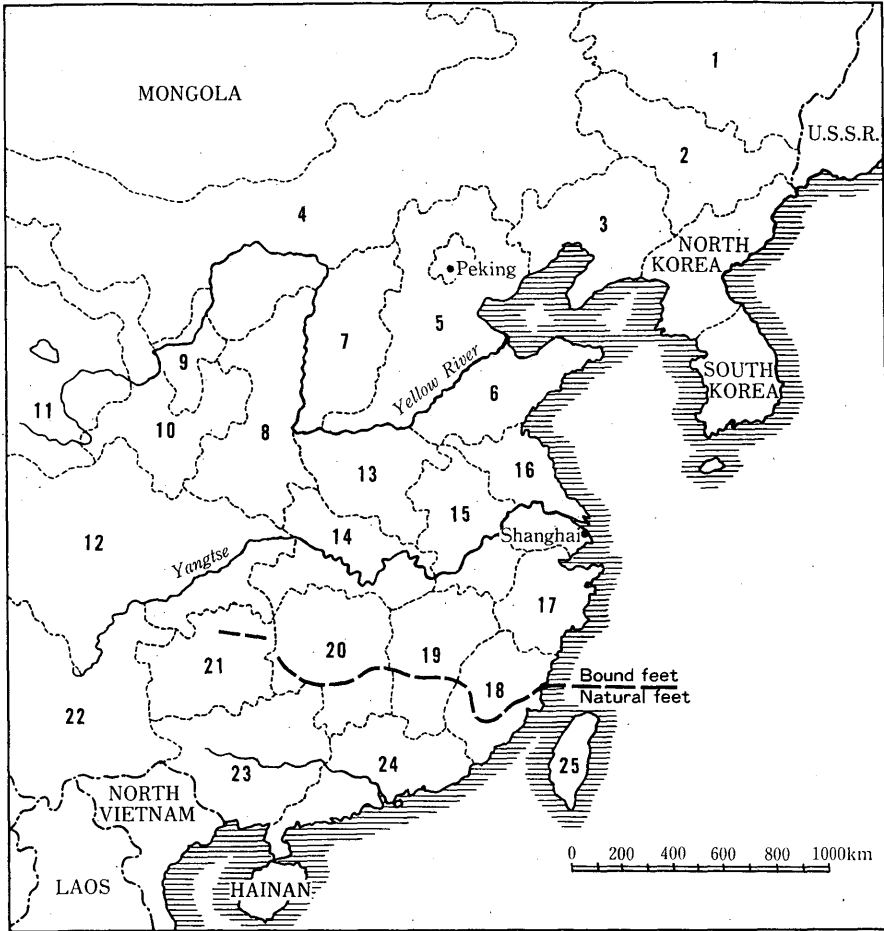


図2 農業地域区分〔2〕 [Buck 1937: 27]

女性も農業労働に従事させることを促進していると考えられる。これは華北の農村では、伝統的に女性はみな纏足をして、貧しい者でなければ娘に農作業をさせなかったことと全く対照的である。そこで前述したバスラップの「女性が農作業をする地域は婚資が顕著であり、そうでない地域は持参財が顕著である」という仮説から導き出される農業の労働形態と婚姻における贈与の関係の図式は、中国の場合にうまく適用できそうである。

この婚資の習慣の地域的差異についてラング (O. Lang) は、次のように言及している。

「華北では、娘を嫁にやる時に金銭を要求するのは極貧者だけで、しかも輿論はこの習慣に反対である (若干の村ではそれは一切禁ぜられた)。ところが華南では



境界線以北は纏足

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 1 Heilongjiang (<i>Heilungkiang</i>) | 14 Hubei (<i>Hupei</i>) |
| 2 Jilin (<i>Kirin</i>) | 15 Anhui (<i>Anhui</i>) |
| 3 Liaoning | 16 Jiangsu (<i>Kiangsu</i>) |
| 4 Inner Mongolian Autonomous Region | 17 Zhejiang (<i>Chekiang</i>) |
| 5 Hebei (<i>Hopei</i>) | 18 Fujian (<i>Fukien</i>) |
| 6 Shandong (<i>Shantung</i>) | 19 Jiangxi (<i>Kiangsi</i>) |
| 7 Shanxi (<i>Shansi</i>) | 20 Hunan |
| 8 Shaanxi (<i>Shensi</i>) | 21 Guizhou (<i>Kweichow</i>) |
| 9 Ningxia (<i>Ninghsia</i>) | 22 Yunnan |
| 10 Gansu (<i>Kansu</i>) | 23 Guangxi (<i>Kwangsi</i>) |
| 11 Chinghai (<i>Tsinghai</i>) | 24 Guangdong (<i>Kwangtung</i>) |
| 12 Sichuan (<i>Szechuan</i>) | 25 Taiwan |
| 13 Henan (<i>Honan</i>) | --- Footbinding line |

図3 纏足分布の境界線 [DAVIN 1976: xii]

中農や工場労働者までがこの習慣を捨てていない [LANG 1946: 126]。」

結局のところ、華僑を排出したという社会経済的条件、さらに2期作の水稲耕作というエコロジカルな条件が、伝統的婚姻体系に組み込まれた婚資と持参財の交換の中に反映していると考えらるべきである。

しかしバックも指摘しているように、婚礼の費用が全国平均127元という金額は1家族の純収入の4カ月分、1労働者の1年分の賃金を越える非常に高い数値である [BUCK 1937: 468]。そこで地域差と同時に社会階層の違いによる差異も考慮しなければならない。

(3) 婚資と持参財との交換の階層的差異

婚資と持参財の支出の階層的差異を分析するために、やはりバックの資料から表4を作成した。この数値は全国統計によるが、農家の土地経営規模による比較を容易にするために、「小規模農家」(small farms)を100とする指数をつけた。これによって階層的差異の傾向がかなり明確に読み取ることができる。つまり経営土地面積の違いは、小規模農家と「超大規模農家」(very large farms)の間では、約9倍もの開きがあるにもかかわらず、婚礼の項目は1.6倍、持参財の項目は2.3倍の違いしかない。このことから婚資・持参財の支出は、階層差の如何にかかわらず、かなり高いレベルの出費が必要とされていた。これはすなわち小規模農家に対して、婚姻に必要な費用の負担が重かったことを意味する。

このことは小規模農家と規定された低い階層の者に、どのような影響を及ぼしていたのだろうか。フリードマンは、持参財が貧富の差によって異なることを指摘している [FREEDMAN 1966: 55]。しかしその社会的な意味までは言及していない。そこで本稿では、貧富の差によって婚資と持参財がどのように変化したのかという問題を考察してみる。そこでいくつかの報告を比較してみよう。

表4 階層別の農地規模と婚姻支出の比較

[cf. BUCK 1937: 438, 459]

階 層	農 地		婚 礼		持 参 財	
	土 地 (acre)	指 数	金 額 (元)	指 数	金 額 (元)	指 数
小 規 模 農 家	1.43	100	101	100	68	100
中 規 模 農 家	2.83	198	119	118	78	115
中 大 規 模 農 家	4.92	344	136	135	98	144
大 規 模 農 家	7.17	501	145	144	95	139
超 大 規 模 農 家	13.02	910	169	167	156	230

事例1：河北省欒城県寺北柴村

「姑娘（＝娘）の家が貧乏であれば彩礼（＝婚資）として金を渡す【中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1955a: 101】〔（ ）内は中生による補注】といい、それは「結婚前の準備金として渡す【中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1955a: 101】」という。

事例2：河北省順義県沙井村

男性の場合、所有する土地「三十畝として二、三百圓。貧乏な家でも百圓以上【中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1952: 267】」かかるという。それに対して女性の結婚費用も男性と同じ条件では2～300圓だというのが、「非常に貧しい家では一銭も費わぬこともある【中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1952: 267】」という。この場合結婚費用ということで質問しているので、このうちから婚資や持参財として、どのくらいを費やすのかは不明である。さらに別の農民は、女性の結婚費用について「不定。二百圓でも百圓でも十圓でもよい。家庭の状態で多いのもあり少ないのもある【中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1954: 181】」と答えている。

事例3：吉林省伊通県

「貧農の結婚は売買に等しく、男方より彩礼（＝婚資）を全部現金にて送り、女方の親は其の全部を生活費にあて娘を送る。此の結婚方法は「嬪売」と云はれ、その女は「嬪女」と呼ばれる。此に対して普通の結婚は「過嫁粧」と云ふ【国務院実業部臨時産業調査局 1936: 188】」。

事例4：広東省潮州鳳凰村

（花嫁のほうか）貧しい家族ほど、より多くの金銭と、より少ない家財道具とを要求する【KULP 1925: 174】。

このように階層が低い者ほど、婚資と持参財の等価交換バランスは崩れている。こうした現象は中国全土に共通する。そして前述したラングの指摘にもあるように、特に中国北部では、婚資を金銭で受け取るのは貧農に限るとされる。そして事例3で明らかにされたとおり、持参財を持ってこない婚姻は通常の婚姻（「過嫁粧」とは持参財を持ってくるという意味がある）と区別されることは重要である。しかし事例1および事例2からは、婚資の返礼としての持参財という性格は看取されない。それはどうやら婚資と持参財の社会的機能が異なるために、両者の交換バランスが崩れるらしい。そこで次にこの問題を明らかにしよう。

(4) 婚資と持参財の機能的差異

いま一度表2を参考にさせていただきたい。婚姻儀礼はこの図のように、贈与の交換によって構成されている。そして婚資は婚約の段階で“wife-giver”へ渡され、持参財は婚礼の前、または嫁入りと同時に“wife-taker”へ渡される。そして婚姻儀礼は、どれほど簡略な場合でも、婚約と婚礼の2段階に分けて行なわれていた。そしてそれぞれの段階で、婚資と持参財が渡されているが、婚資は婚約の成立要件として非常に重要視されていた。そこで伝統的には婚資の一部を受け取ったならば、婚約を破棄できないが、他方で婚資が完納できない場合は、これを理由に婚約を破棄することができたという [水谷 1918: 140]。

類似した実例は、筆者が調査をした山東省歴城県冷水溝でもあった。それは革命以前の婚姻であるが、妻方から婚礼の儀式を行なう前に、あれこれ口実をつけて贈り物を強要するので、結婚を成立させるために土地を売って妻方へ贈り物をした者もいたという。しかし現在では妻方がこうした婚資を強要することはなくなったという。しかしながら、中国の新聞によれば、現在でも婚資を強要し、それができなければ婚約を破棄する者もいることが報道されている（例えば「要『彩礼』的習俗应当废除」『解放日報』1979年9月23日）。そこで従来の慣習が現在でも行なわれている地域もある。

婚資を贈ることは、婚約成立と関係がある。また婚資について山東省恩県後夏寨では次のように言われていた。「婚礼は金のないものは結婚出来ない。尤も一時借金しても直ぐ返せる自信のあるものは借金して結婚するが、そんな自信のないものは結婚しない [中国農村慣行調査刊行会 [編] 1955b: 497]。」このように婚資は男方の社会的地位・能力・信頼性などを象徴しているとも受け取ることができる。

さらに婚資は、これ以外にも重要な社会的機能がある。それを現在の事例から見ていこう。革命以後は、婚姻法やその他の政治運動などで、社会的に弊害のある伝統的な習俗は禁止されている。そこで婚資を強要することも婚姻法によって禁止された [中生 1980]。しかし伝統的な婚姻は婚資を贈り、それに見合う持参財を持ってくるという婚姻形態が理念的であるという観念は現在でも残っている地域がある。そこでこうした地域では、政策と伝統的な生活規範とのズレによって紛争が発生している。

紛争の事例の中に、婚資の持つ社会機能の一端を垣間見ることができる。次に最近発生した紛争の事例を挙げる。これは遼寧省の農村に住む女性からの投書を要約したものである。

彼女は新しい形の結婚をしようとして、婚資を受け取らないことにした。しかし父母や親類、友人はそれに反対した。その理由というのは「どこに彩礼(=婚資)を受け取らないで娘をやるところがあらうか。うちの娘は嫁でないのならやらない」ということだった。また花婿の祖父も、婚資を贈らないことで人から喘われることを恐れた。しかし彼女は人民公社の共産党支部の支持も取り付けて、婚資を受け取らなかった。それにもかかわらず、村の老人達は「卑しい」とか「嫁に行かれないような者が、彩礼をもらわずに手ぶらで行くもんだ」と中傷した。そうした噂を聞きつけた花婿の父は、あわてて婚資を贈ることを彼女の家に申し入れた。そしてこの投書は「彩礼を受け取らない結婚は卑しいのでしょうか」と結んである(「不要彩礼会降低身价嗎」『中国青年報』1981年1月1日)。

このように婚資を贈らない婚姻は、社会的に正式の婚姻と認められないばかりか、社会的制裁までも受けている。この事例から婚資の贈与とその受領という行為自体の中に、婚姻を社会的に承認していく機能を看取することができる。

これに対して、持参財の社会的機能とは、いかなるものなのか。フェイ(費)の開弦弓調査によれば、婚資と釣り合うだけの持参財を花嫁が持たされる理由を、次のように述べている。「婚資や持参財は、花婿と花嫁の両親によって、婚資や持参財の贈与を通じて、若い夫婦に独立した家庭の経済的な基盤を与えるものである。そこでもし花嫁が婚資に釣り合う持参財を持ってこなければ、そうした基盤ができないために、嫁は夫の家で軽蔑され、婚家での嫁の地位は苦しいものになる [FEI 1939: 43]」という。ここには持参財が一種の財産分与的な性格を持つことがうかがえると同時に、婚家における嫁の地位の安定という持参財の社会的機能が読み取れる。これを換言するならば、持参財には婚姻連帯を安定させる社会的機能があることになる。また持参財には、“wife-giver”の社会的信用性=「面子」の保持という側面もある。これはすなわち持参財が、“wife-giver”と“wife-taker”の婚姻連帯の安定性に寄与する社会的機能があることを意味する。

では、婚資と持参財の社会的機能の異同をまとめてみよう。まず両者に共通するのは、社会的信頼性=面子であり、これは“wife-giver”と“wife-taker”に対してのみではなく、社会一般に対しても自己の地位を誇示するという意味も含まれている。次に、両者の相違点であるが、婚資は婚姻を社会的に承認させる公示性を主要な社会的機能とするのに対して、持参財は婚姻連帯の安定性に寄与することが、その主要な社会的機能であるということができよう。

このような婚資と持参財の社会的機能の差異は、婚資が婚約成立に不可欠な必要条

件であるのに対して、持参財は“wife-giver”の経済状態によってもたらされるだけで、婚姻の成立条件ではないことである。そこで“wife-taker”が必ず婚資を支払わなければならないという意味で、婚姻儀礼における“wife-giver”は“wife-taker”に優位な地位にあるということが出来る。これは贈与が必要条件であるか否かという側面からの、地位の関係である。この点に関しては、前述したエイハーンと筆者とは、同一の結論に到達しているといつてよい。

そこで婚資と持参財の交換バランスが崩れるのはなぜかという点、こうした両者の社会的機能が異なると同時に、婚資を受領する段階では、“wife-giver”が“wife-taker”に対して優位に立っていたことにも、その要因があると考えられる。革命以前は圧倒的多数の農民が貧困にあえいでいたことを考慮するならば、婚資と持参財の交換バランスが、前者に傾いていた場合が多かったのも当然だと思われる。

1980年前後に、中国の地方新聞を賑わせた結納金をめぐるトラブルである「売買婚」の事件は、婚資を強要することが社会問題化したものであった。しかしこうした事件が起こったのは、いずれも経済的に貧困な地域であった。そこで社会問題化した要因としては、婚資と持参財の社会的機能に加えて、農村の土地請負制度が施行される以前の経済的な停滞も大きく関わっていたと考えられる。こうしたトラブルの内容としては、例えば結婚を望む男性が、女性の両親から多額の婚資を請求されたとか、あるいは娘に無断で婚資を受け取って婚約を成立させ、娘にその結婚を強制する、といったものであった。特に前者の場合は、婚資を受領する段階での“wife-giver”の優位を印象づける事件であった [中生 1980: 143-146]。

IV. 婚 姻 連 帯

婚姻儀礼における贈与の交換が、経済的条件によって等価交換のバランスを崩し、それによって貧困な者同士の婚姻ほど、婚資が花嫁代償という性格を帯びるということを述べてきた。そして婚資の支払いが困難な者ほど晩婚になる傾向があった。そして革命以前では、婚期を逸した家長が妻帯を諦め、弟や甥に妻帯させて家系を継がせることもあった³⁾。そこで婚資を回避する婚姻形態が生じるに至った。しかしこうし

3) 河北省樂城県寺北柴村の世帯調査には、貧困のために妻帯できないという事情が記録されている [中国農村慣行調査慣行会 [編] 1955: 97-100, 113-118]。また1930年に江西省興國県永豊区を調査した毛沢東の報告によれば、妻帯できていない比率は、中農30%、手工業者30%、遊民90%、雇農99%となっており、一方地主と富農は、すべて妻帯できていた [毛 1982: 222]。

た婚姻形態は、一般に好ましくないとされていた。そこで、その要因を考察することによって、なにゆえに農民が多額の婚資を支払う伝統的婚姻にこだわっていたのかを明らかにしたい。

(1) 婚資回避の習俗

a) 童養媳

これは婚姻年齢に達していない女の子と婚約した後に、男方が彼女を引き取って養育し、婚姻適齢期になると、結婚させる習俗である。これは華中・華南に多い習俗であるといわれている [LANG 1946: 127]。ラングはその根拠を示していないが、表5のバックと表6の喬啓明の地域別家族構成の一覧表においても、童養媳の比率は南部が北部よりも高い傾向が読み取れる。この婚姻形式によると、婚資及び儀礼などに必要な費用をかなり節約できたという。フェイ（費）の試算によれば、1936年の調査の段階で、通常の婚姻が500元かかるのに対して、童養媳の場合には100元以下で済んだという [FEI 1939: 53-54]。

この童養媳は、1950年に公布された婚姻法にも、禁止規定が明文化されており、かつては中国全国に普遍的な習俗であった。そしてこの形式で結婚をする者の大半は、貧農であった [CROOK & CROOK 1959: 101]⁴⁾。そこで仁井田陞は、童養媳を幼少の頃から婚家で養われるので、家内の雑役に使用される女奴隷であると見ていた [仁井田 1942: 33, 176]。しかし実際は、童養媳には2つのタイプがあった。第1は貧農が幼女をもらい受け、婚資を節約しようとするタイプである。そして第2は子供が幼少のときに婚約をしたけれども、娘の親が経済的に苦しいという理由で、婚礼の前に娘を男方へ引き取って養育してもらおうタイプである⁵⁾。いずれにしても、この婚姻形態は貧農だけが行なう習俗であり、一般にはあまり好まれていなかった。

b) レヴィレート婚

中国では古くから法律でレヴィレート (levirate) 婚を禁止していた [仁井田 1942: 570; HOANG 1919: 55-64; MOELLENDORFF 1898: 30-31]。また社会習俗としても、例えば吉林省延吉の漢族のように、婚資回避が顕著である地方もあった⁶⁾。この

4) この見解には、『中国農村慣行調査』を分析した黄宗智が異論を提起している。すなわち黄は、『中国農村慣行調査』に報告されている貧農の場合は、童養媳をもらうよりも一生を独身で過ごす場合のほうが多かったのではないかと見ている [HUANG 1985: 256-258]。

5) 経済的理由によって、婚約した娘を早く婚家に送り出すのは、“wife-giver”の優位と関連がある。つまり“wife-giver”の申し入れを拒否すれば、婚約を取り消すことも可能であるからである。

6) 吉林省延吉には朝鮮族が多く居住するが、満洲国司法部がまとめたこの資料には「漢族」と明記してある。この資料の本文は次のとおりである。[「兄弟の妻と結婚できるか」そのような結婚は善くないことであるが、当地方には非常に多く、殆ど民度の低い貧乏人間に行なわれて

表5 家族構成の比率〔1〕(1929-31年調査)
 [BUCK 1937: 367]

親族関係	全 国	北 部	南 部
戸主	17.7	17.0	18.4
妻	16.0	14.9	17.0
妾	0.2	0.2	0.2
息子	22.9	21.8	23.9
娘	12.4	11.3	13.4
養子	0.3	0.3	0.3
養女	0.2	0.1	0.3
息子の妻	6.9	7.8	6.1
息子の婚約者(童養媳)	0.5	0.1	0.8
娘の夫	0.1	*	0.2
孫	4.8	5.6	4.1
孫の妻	0.3	0.5	0.2
孫娘	3.7	4.3	3.0
娘の息子	0.1	*	0.1
娘の娘	0.1	*	0.1
曾孫	0.1	0.2	0.1
曾孫娘	0.1	0.1	*
祖母	0.2	0.2	0.1
父	0.6	0.4	0.7
母	3.7	3.6	3.7
継母	0.1	0.1	0.1
直系の合計	91.1	88.5	92.8
妻の母	0.1	*	0.1
父の兄弟	0.1	0.1	0.1
父の兄弟の妻	0.1	0.2	0.1
兄弟	3.0	3.4	2.7
兄弟の妻	1.7	2.2	1.2
姉妹	0.8	0.7	0.8
兄弟の息子	1.6	2.2	1.1
兄弟の娘	0.9	1.3	0.6
兄弟の息子の妻	0.3	0.5	0.2
兄弟の孫	0.1	0.2	0.1
兄弟の孫娘	0.1	0.2	0.1
他の親族	0.3	0.4	0.2
傍系の合計	9.1	11.4	7.3
総計実数	202,813	97,538	105,275

備考：*は0.05%以下

いる。それは初めて結婚する女を娶れば結納を贈らねばならぬが、こうした結婚をすれば結納を贈らずにすむので費用を要せぬからである。そして結婚式も挙げず私通の様にこっそりと夫婦になってしまう【満州国司法部 1944: 529】。

表6 家族構成の比率〔2〕(1929-31年調査)
[喬 1935: 26-27]

親族関係	全 国	北 部	南 部
戸主	17.2	16.1	18.1
妻	15.6	14.4	16.6
妾	0.1	0.2	0.1
息子	22.5	21.5	23.5
娘	12.5	10.6	14.1
養子	0.3	0.2	0.4
養女	0.3	0.1	0.4
息子の妻	6.4	7.7	5.6
童養媳	0.5	0.1	0.8
孫	4.8	6.1	3.8
孫娘	3.6	4.5	2.9
孫の妻	0.4	0.6	0.2
曾孫	0.2	0.3	0.1
曾孫娘	0.1	0.2	—
祖母	0.2	0.2	0.2
父	0.6	0.4	0.7
母	3.7	3.7	3.7
継母	0.1	0.1	0.1
直系の合計	89.1	87.0	91.3
妻の母	0.1	—	0.1
父の兄弟	0.1	0.1	0.1
父の兄弟の妻	0.1	0.2	0.1
兄弟	2.8	3.1	2.6
兄弟の妻	1.6	2.1	1.2
姉妹	0.8	0.6	0.9
兄弟の息子	1.6	2.3	1.1
兄弟の娘	0.9	1.3	0.5
兄弟の息子の妻	0.4	0.6	0.2
兄弟の孫	0.2	0.3	0.1
兄弟の孫娘	0.2	0.3	0.1
傍系の合計	8.8	12.9	7.0
総計実数	12,456	5,178	7,278

ようにレヴィレート婚は、婚資を回避するために、貧民の間で行なわれる婚姻習俗であると報告する資料もあった⁷⁾。

しかし筆者が調査した山東省では、レヴィレート婚の忌避を家族関係に関連させて

7) 陝西省鎮巴・邵陽・漢陰等にも、貧民のみがレヴィレート婚を行なうという資料がある [中華民国司法行政部〔編〕 1969: 1715]。

説明する場合もあった。つまり兄嫁と弟の間は冗談関係 (joking relation) であるのに対して、兄と弟嫁の間は忌避関係 (avoidance relation) にある。そこで前者の場合の結婚は問題ないが、後者の場合はあまり望ましくないという。歴城県冷水溝では、前者の実例は珍しくないが、後者の結婚の実例は少ない。また章丘県旧軍鎮では前者の実例はしばしば見られるというが、後者はありえないという。いずれの村でも、このタイプの婚姻には婚資が必要でないという点では一致している。しかし筆者の山東省調査の範囲内では、婚資の回避という要素よりも、むしろ兄嫁と弟の間の親密で冗談関係にあることのほうが、レヴィレート婚を行なう主たる要因となっているように思われた。この点、ヤン (Martin C. Yang [楊懋春]) が報告した山東省膠県台頭の事例では、弟と兄嫁との恋愛の可能性が皆無とはいえないことを示唆している [YANG 1945: 66]。

c) 姉妹交換婚

また婚資を贈る代わりに姉妹を交換するという方法で、婚資を贈ることを回避できる場合もあった。それは地方によっても異なるが、いずれにしてもこのタイプでは、2家族の間で娘を交換することになる。しかしこうした方法は湖北省竹山県のように、「換親」と呼ばれて好まれない地方もあった [中華民国司法行政部[編] 1969: 1609]。また山東省栄成県のように、2家族ではなくて、3家族の間でお互いに娘を交換する習俗もあった [中華民国司法行政部[編] 1969: 1403]。特に後者の婚姻形式は、レヴィストロース (C. Lévi-Strauss) がインドネシア型と名づけた非対称循環婚に相当する [LÉVI-STRAUSS 1958: 173]⁸⁾。

このほか浙江省一帯には、「租妻」や「典妻」という妻の賃貸しや質入れの習俗があった。いずれも貧農が行なう習俗であったという [中華民国司法行政部[編] 1969: 1560-1561]。

(2) 婚資を回避する婚姻形態が好まれない要因

——婚姻連帯の安定性——

このような婚資を回避する婚姻形態は、一般に好ましいものとは考えられていない。例えばフエイ (費) は、童養媳について次のように報告している。「華中では1848年

8) レヴィストロースは、母方交叉イトコ婚をインセスト・タブーと女性の交換によって説明する [LÉVI-STRAUSS 1967: 142]。漢族の母方交叉イトコ婚は、選好婚である地域にもあれば、そうでない地域にもある。母方交叉イトコ婚が選好婚である地域においては、「骨」と「肉」、あるいは「精」と「血」の生命の流れから、インセスト・タブーとして解釈できる。この問題は別稿で論じたい。

から1865年の間に起こった太平天国の乱の後に経済不況が続いたため、当時童養媳を行なうことが流行したが、その経済不況がおさまると童養媳が減少して、伝統的婚姻形態に戻った [FEI 1939: 55] という。つまり童養媳による婚姻は、伝統的婚姻が実行不可能な場合の便宜的代替手段だったのである。

それではどうして童養媳が好まれなかったのであろうか。それには幾つかの要因がある。第1に童養媳の形態の婚姻には持参財が伴わないことが挙げられる [東北人民政府司法部宣伝科 1951: 3]。また山東省威海衛では、次のようなことが言われていた。

実家は、ある状況で既婚の娘の運命に大きな影響を及ぼす。(中略) 実家が貧しく影響力のない(童養媳のような)女性は、横柄に構えたり、彼女の婚家を軽蔑するようなことはめったにない [JONSTON 1910: 210]。

このように持参財、および実家の存在は、婚家における婚入女性の地位に関係があることは前述した。しかし持参財を贈らなかつたり、また実家が資力を欠くことは、童養媳に限るものではなく、通常の婚姻にもありうることで、童養媳独特のものではない。

第2の要因として、童養媳が貧しい家庭で行なわれる婚姻形態であるために、男方のほうで童養媳をもらうことによって、その家庭が貧困であるとの烙印を捺されることを忌避することが考えられる。そこで、多少負担は大きくなっても、婚資を支払う正規の結婚を成立させ、“wife-taker”としての「面子」を保とうと努める。

第3の要因としては、フェイ(費)が指摘するように、童養媳の場合は女性が幼少のときに婚家に来るために、姻戚関係がルーズになることが挙げられる [FEI 1939: 54]。こうした事情は華北にもあてはまる。D. クルック (D. Crook) と I. クルック (I. Crook) は、河北省武安県十里店で貧農に童養媳が多いことを指摘し、「持参財と有益な家族の関係の双方をもたらず正規の婚約」をする余裕のない者が童養媳をもらうこと、および童養媳は幼少のときから婚家にいるために、大抵の場合、自分の親さえも分別できないこと、などの事実を報告している [CROOK & CROOK 1959: 101, 105]⁹⁾。

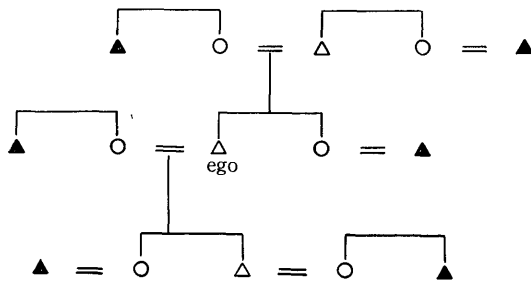
9) ウルフは、台湾の事例より、童養媳による結婚は、離婚に至るケースが多いことから、童養媳が好まれない要因を述べている。それは、童養媳の嫁が離婚されるのは、姻戚関係が希薄だからではなく、嫁が幼少の頃から夫の両親に面倒を見られるために、嫁に不満を抱きやすいからであるという。その不満とは、夫と幼少の頃から一緒に育てられ、性交渉がないために子供ができないことであり、また婚外交渉が多いために、結婚が破綻するケースが多いという [WOLF 1970a: 509, 511]。童養媳の姻戚関係が希薄になることと、持参財を持ってこないこと以外に、インセスト・タブーから童養媳が好まれないという要因は考慮する必要がある。

このように婚資を贈る伝統的婚姻形態は、女性を通じての姻戚関係を創設するための儀礼なのである。そのことを裏返して言えば、婚資を回避する婚姻形態では、いずれも姻戚関係が作られないことになる。「親戚」というタームは、日本語と同じ文字だが、これは宗族が血縁集団であるのに対し、「親戚」は姻族の紐帯によって形成される集団である。そしてこの「親戚」が、日常生活や儀礼において重要な役割を果たす。そこで次に、「親戚」の範囲がどのような民俗観念によって認定されているのか、ということをも明らかにした上で、「親戚」との交際と役割について考えていきたい。

(3) 「親戚」のカテゴリー

「親戚」は婚姻と血縁関係の連鎖によって、個人的な関係により形成されている。したがって、ある一定の範囲で双系的に「親戚」のネットワークが広がっている。「親戚」の概念には若干の地域差もあるが、ここではまず河北省欒城県寺北柴村の事例から説明していこう。

河北省欒城県寺北柴村では「親戚」の概念について、次のように考えられていた。「親戚とは必ず婚姻の関係である。」そして「親戚」は宗族と異なるので「親族は親戚といわない。」さらにその範囲は「自分の妻の家、子の妻の家、女(=娘)の夫の家、姐(=姉)の夫の家、妹の夫の家等は皆親戚、家長一人からいえば右の場合だけが、子からいえば姑々(=父の姉妹)の家も親戚〔()内は中生による補注〕」である。そして「自分の母の家も親戚か=然り。老娘家という。」(以上、一連の「 」の部分は【中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1955a: 75】から引用している。)この関係を図4にモデル化してみた。しかし「親戚」というのは、この図にある女性に媒介された男性1人を指すのではなく、その男性に連なる一定の集団を包括する概念である。そ



▲がegoの「親戚」

図4 「親戚」の範囲

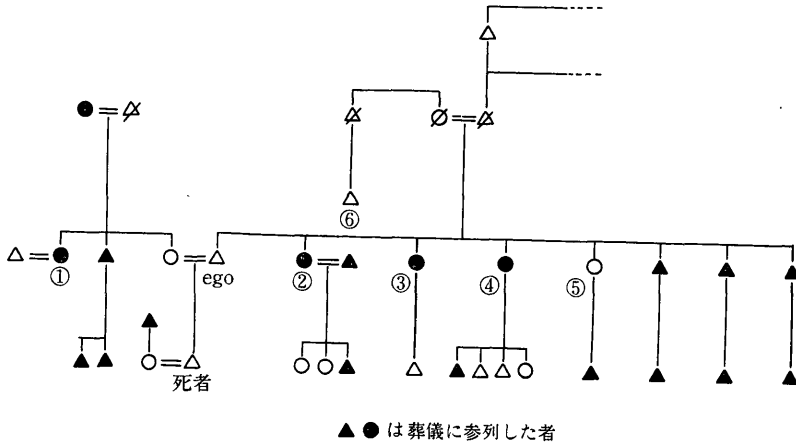


図5 河北省樂城県寺北柴村の葬儀（1941年）に参集した「親戚」

ここで具体的な例から「親戚」のカテゴリーを見ていこう。

この樂城県寺北柴村の報告の中に、葬儀に参集した者の人間関係を調査した記録があるので、これによって具体的にこの村で「親戚」のカテゴリーをどのように考えていたのかということを見ていこう。“ego”の長男が1941年に死亡したときに「親戚」として参集した人々の関係を図5でまとめてみた。この葬儀において“ego”の宗族は全員来ている。そしてこの葬儀に参集した者、および参集しなかった者の個人的事情は次のとおりである。

まず“ego”の姉妹は4人いるが、病気の⑤を除く3人はすべて来ている。そして姉妹の夫は来ても来なくてもよい。それは「姉の夫は死んだ息子より輩が上だから来なくてもよい」というのである。しかし妹が息子を連れて来るのは、(夫の)「代理というわけではない」という。もっとも④には息子が3人いるにもかかわらず1人しか来ていない。それは「一人は叔父(その息子からは父の弟に当たる)の所へ養子に行き、もう一人は元氏県で商売をしているから来なかった〔()内は中生による補注]』という。姉妹の息子は、このように「親戚」関係ということで葬儀に参集しているが、姉妹の娘は来ていない。その实例は16歳になる④の娘で、すでに結婚している。そこで「何故姉の娘は来なかったか」と問いただしたところ、姉妹の娘の婚入先とは「関係ない」とか「親戚でない」と答えている。また②にも10歳と6歳の娘が2人いる。この娘は幼いから連れてこなかったのだが、たとえもう少し年長であっても、葬儀には参集しないという。それは「従兄弟が死んだのだから来なくてもよい、叔父、叔母、里方の祖父母が死んだら必ず来る」といっており、輩行とも関係があるようだ

が、さらに彼女たちは「嫁に行けば親戚でなくなるから」と答えている。(以上、一連の「 」の部分は[中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1955a: 119]から引用している。)

このように欒城県寺北柴村では「親戚」のカテゴリーが、〈男性—女性—男性〉の連鎖で形成されている。これを記号化すれば、婚姻(M=marriage)と親子関係(F=filiation)の連鎖でモデル化できる。その連鎖のパターンとして2人の男性が「親戚」関係となるのは、M+F(妻の親兄弟・姉妹の子等)、F+M+F(母方のイトコ・娘の夫の親など)というように、Mが1つ介在する関係である。そこでMが2つ介在する場合は「親戚」のカテゴリーからはずれてくる。その1例として、①の妻の姉については次のように考えられている。彼女の嫁入り先は「親戚でない、しかし交際はする、姉が死んだら交際しない」というように、妻の姉妹の嫁入り先は「親戚」のカテゴリーからはずれている。(以上、一連の「 」の部分は[中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1955a: 119]から引用している。)

しかし逆に「親戚」のカテゴリーに属する者でも葬儀に参列していない者もいる。例えば⑥は“ego”のイトコに当たる。そこで彼は「親戚である」と認識はされているが、「母が六年前に死んで関係が遠いから」といって、葬儀の通知も出していない。このように「親戚」としてのカテゴリーと実際の交際とは実感のズレがある。そのズレは「親戚」が個人的な繋がりであるから、その個人と個人を結ぶ媒介者が死亡すれば、「親戚」としての交際も薄れていく傾向にある。しかし“ego”の妻はすでに死亡しているが、妻の実家は「妻が死んでも親戚」と考えられている。そこで同じ「親戚」のカテゴリーの中でも、その媒介者によって、後述するように交際や役割に差異がある。妻方の姻族は重要な「親戚」であるので、“ego”と妻の実家とは媒介者となる妻が死亡していても「親戚」としての交際をしている。(以上、一連の「 」の部分は[中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1955a: 120]から引用している。)

これまで見てきた欒城県寺北柴村における「親戚」のカテゴリーについては、次のようにまとめることができる。「親戚」は婚姻と血縁の連鎖で形成され、特に〈男性—女性—男性〉の連鎖で、女性を媒介として家と家を結びつけている。そしてその連鎖の媒介となる者が死亡することによって交際がなくなっていくが¹⁰⁾、媒介者によって「親戚」の重要度が異なり、妻の実家は非常に強い結びつきがある。また後述する

10)「親戚」の繋ぎ目になる者の死亡によって交際がなくなっていくことは、河北省順義県沙井村でもいわれている。「親戚は普通どの位かで吉凶の贈物をするか=表親(=父の姉妹、及び母の兄弟姉妹)は父母がなくなると段々交際をしなくなる〔()内は中生による補注〕」[中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1952: 287]。

ように母の実家はさらに重要な役割を果たしている。

さて以上のとおり、欒城県寺北柴村における「親戚」の Kategorie を提示してきたが、当然のことながら「親戚」の概念にも地域的な差異がある。筆者が調査した山東省歴城県冷水溝の「親戚」の Kategorie は、基本的には欒城県寺北柴村のそれと同じであったが、若干の違いがある。例えば妻の姉妹や母の姉妹の嫁入り先も「親戚」であるという。この「親戚」については「姑表親是輩々親，姨表親是姨死了断了根」（父方オバは代々の「親戚」，母方のオバはオバが死ぬと根っ子が切れてしまう＝付き合いがなくなる）という諺がある。このように「親戚」の Kategorie にも父系的傾向がある。

また「親戚」という概念と重複して、「聯親戚」という概念がある。これは『親戚』のそのまた『親戚』という意味であり、例えば『姻族』のそのまた『姻族』も「聯親戚」の Kategorie に入るわけで、前述のモデルで説明するならば、Mが2つ介在する場合にも、広い意味での「親戚」である「聯親戚」の Kategorie に包括される。そして「親戚」との交際のあり方は、個別の事情によって決まる。しかし「聯親戚」と「親戚」との概念は明瞭には区別されていない。つまり「親戚」の範囲を自由に伸縮する「聯親戚」は、柔軟な構造になっているわけである。この「聯親戚」までも「親戚」に含めるとすれば、冷水溝の「親戚」の Kategorie は、寺北柴村よりも広いといえるであろう。

(4) 「親戚」の交際と役割

河北省順義県沙井村において、宗族と「親戚」の交際について次のような問答が行なわれた。

親戚と同族と何れが交際多いか＝親戚の方が多い

親戚と同族と何れが大切か＝親戚の方が大切だ

家にごたごたあるとき、親戚と同族と何れへより多く行くか＝同族に関係しないことは一切親戚へ相談に行く [中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1952: 301]。

華北では、一般に宗族組織が華南と比較して発達していないといわれている。宗族が発達している華南においても「親戚」があることには変わりはないが、華北の場合は、宗族組織がルーズであることによって、交際の上で「親戚」が相対的に重要になっているのではないだろうか。

嫁の里帰りである「回娘家」は、婚姻儀礼の中に組み込まれている [中生 1987c]。

また年中行事としても慣習化している、そのほかにも嫁は随時実家へ帰ることができる。その年中行事による嫁の里帰りは地域によって多少異なるが、例えば華北で共通している嫁の里帰りの日は、春節第2日である。特に子供が小さいうちは、この日に嫁は必ず実家の両親に子供を見せに里帰りをしなければならない。そのときには通常夫も一緒に行く。嫁の里帰りは非常に頻繁に行なわれているので、そのことが「親戚」の紐帯をいっそう強めているといえよう。

ではこの「親戚」には、具体的にどのような交際・役割が伴っているのだろうか。この点を、葬送儀礼・産育儀礼を中心とする儀礼的側面と、紛争の調停・後見という社会生活の互助的な側面との両側面から分析してみよう。

a) 儀礼における「親戚」の役割

「親戚」関係にある者は、婚礼や葬儀のときに集まって吉凶の贈与をする。冠婚葬祭の儀礼において、「親戚」が特別な役割を果たすことが顕著なのは、母や妻の葬送儀礼における実家の役割である。欒城県寺北柴村では次のようにいわれていた。

ある家の家族とその親戚が集って会議をすることありや=あり、母が死んだ時、母の里方の親戚とその家族を呼んで会議する、他の親戚は呼ばなくてよい
その協議事項如何=葬式の規模、着物、飾り物、貴金属、棺などの程度のものを使うかを相談する。家の人は安くしたい、里方は良いものを使いたい、それを相談してきめる、里方が来なくては埋葬ができない [中国農村慣行調査刊行会〔編〕1955a: 78]。

このように、婚入女性が死亡した場合、その実家から人が来て葬儀について協議することは、中国各地で共通する。筆者が調査した山東省歴城県冷水溝でも、婚入女性が死亡した場合に、直ちに実家のほうへ通知しなければならない。そして死体をきれいに拭いて、「寿衣」という死装束に着替えさせて棺に安置する。そして弔問の客を迎える。そして死後3日目に葬儀を行なう。葬儀の当日に棺の蓋を釘付けするのだが、死んだ女性の実家の者が来ないうちは、決して釘付けをしてはならなかった。それは実家の者の死亡検証のような意味があったという。

葬儀のときに、なぜにこのような実家の者が関与するのであろうか。そして死亡検証という意味合いとは何か。それは、万一夫方が嫁を虐待したために、嫁が自殺するようなことになれば、嫁の実家から夫方へ非常に厳しい責任追及があったからだ。河北省昌黎県侯家宮で1943年7月に、18歳の女性が嫁姑の確執から井戸へ飛び込み自殺をするという事件があった。そこで激憤した嫁の実家側で、婚家に対して莫大な葬式費用を要求したために、40畝あった土地を半分売ってその費用に当てた。それだけで

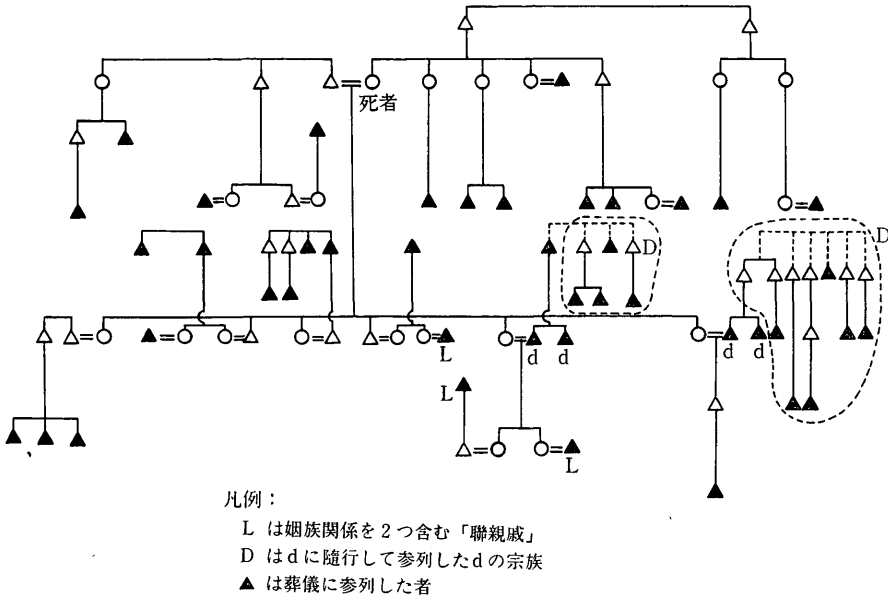


図6 山東省歴城県冷水溝の葬儀（1985年）に参集した「親戚」

はまだ満足せず、婚家の財産を全部使い果たさせようとした「親戚」もいたほどで、その村の世評では、半分土地が残っただけ、まだましなほうだという [中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1957: 40, 49-50]。

図6は、冷水溝で1985年に行なわれた女性の葬儀に参列した「親戚」である。これによって死者の実家の関係者で、かなり遠い系譜関係にある者までも葬儀に参列していることがわかる。

b) 産育儀礼

婚礼や葬儀以外で「親戚」が集まるのは、子供の出産祝いである。樂城県寺北柴村で男の子が生まれると、出生後12日目に宗族・「親戚」・村人が集まり、その家の家長（新生児の祖父が多い）の顔に墨を塗って出産を祝う習俗がある。そのときに「ごく関係の近い人は普通うどんや菓子、饅頭、卵等を持ってくる、村の人でも十二日目には持ってこないが、それ以後に持って来る人がある [中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1955a: 122]」という。そして1カ月目に嫁の実家から、嫁の母が、子供の衣服・帽子（貴金属の飾物一切）・斗蓬（子供の外套）・腕に飾る斗・印・布少々を持ってくる。そして嫁と子供を実家へ連れて帰り、1カ月滞在させる [中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1955a: 122]。

このような出産を祝う習俗は、順義県沙井村にもある。ここでは子供が生まれて1

カ月目に「辦喜事」という子供の出産祝いを催す習俗があるが、その際には宗族・「親戚」・友人らが集まってくる。そのとき宗族の近い者が麵4斤(=2キログラム)・卵20個・金銭などをくれる。これに対し嫁の実家のほうでは、子供の着物・鎖・生斗(=腕環)・米・麵・肉・砂糖・卵・胡麻・クルミなどを贈るという[中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1952: 287]。

また筆者の調査した冷水溝でも、「送米^{ソウミ}」と呼ばれる習慣がある。これは生まれた子供の性別に関係なく、子供が生まれて6日目か12日目に、嫁の母だけでなく「親戚」のうち、父の姉妹・母の姉妹・母の兄弟の嫁などの女性だけが集まって、贈り物を持ってくる。その中心となる「親戚」は、妻の実家であり、通常は妻の母親である。そのときには、卵や米などの嫁に栄養がつく食べ物を贈り物として持ってくる。

c) 紛争の調停

家族の中の紛争の調停者として、母の兄弟の役割が非常に重要であることは、中国全体に共通している。華北の事例を中心に紹介していくと、まず順義県沙井村では、「分家」の仲裁に関して、次のように言われている。「分家」に至るような喧嘩の仲裁として「最初は隣人や族長が出て分家させぬように仲裁する。どうしても分家せねばならぬ時に舅(=母の兄弟)が出る〔()内は中生による補注〕[中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1952: 141]」といい、その他「村中で人望のある人が出る[中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1952: 141]」という。このように、「分家」の仲裁には族長・母方のオジ・人望のある村人が当たる。

そして家長である父が「分家」に反対していても、息子達が「分家」したいならば可能であった。その仕方としては、次の事例が報告されている。

家長である父が分家に反対し、兄弟が分家に同意するときはどうするか=兄弟二人が同族や「親戚」、友人に頼みにいく

それでも家長がいやだといったらどうするか=その場合には父に相当の養老地を与え、自分達は分家する

父に養老地四畝、兄が三畝、弟が三畝という風に分けて、家長が承諾しないにも拘らず分家することが出来るか=同族、親戚等の同意を得て出来る[中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1952: 301]。

「分家」の場合仲裁人となる「親戚」とは、母方オジである。そして妻方の「親戚」は除外された。

(分家の紛争のときに) 族長の仲裁を頼まずすぐ村長に頼むことありや=あるが

少ない。族長・同族・舅々（母の兄弟）が集まって相談するのが普通。その時妻の父は出られない。妻の兄弟はさらにいけない〔（ ）内は中生による補注〕
〔中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1952: 139〕。

妻方の「親戚」が除外されるのは、分家争いの発端は兄弟の妻同士の確執から始まる
ことが多かったからである〔内田 1956: 36〕。

また筆者の調査した山東省の農村でも、「分家」の仲裁には母方オジが重要な役割
を果たしていた。歴城県冷水溝では「分家」のときに、「分家人」と呼ばれる数人の
仲裁人が選ばれて、財産目録の作成や財産分与の調停に当たっていた。多くの場合、
仲裁人には、族長・母方オジ・村長などが選ばれていた。そして革命以前には家庭内
で争いが起きて、すぐには「分家」しなかったもので、いざ「分家」となると、財産
分割には特に慎重を必要とした。そこで分割が公正かつ均分に行なわれるために、母
方オジの役目が重要であった¹¹⁾。

「親戚」の中でも、系譜関係の媒介者によって役割や社会的機能が異なる。そして
母方オジが「分家」の仲裁役を演じるケースは、華中の江蘇省呉江県 [FEI 1939: 66]
や上海市嘉定県からも報告されている [石川 1940: 102]。また華南のケースについ
てもフリードマンが言及している [FREEDMAN 1958: 104]。このような母方オジの
役割は、中国全土に共通するものといえよう。

d) 後見人

次に保護者としての「親戚」の果たす役割について述べたい。これは子供が幼少の
ときに、父が死亡した場合、残された母と子供を「親戚」が援助するということであ
る。河北省順義県沙井村ではこうした場合に、母方の「親戚」が子供の後見人として
面倒を見ると考えられている。

家長が死んで子が一人残り、それが五歳だったとすれば誰が補佐するか＝同族の
祖父或は母方の親戚が補佐する

そういう補佐する人を何というか＝「親戚照管」「叔伯照管」という

（中略）

その子に五十畝の土地と三百圓の財産があるとき、その子の照管人は如何にして
選ぶか＝初めは母の里の兄弟に頼む。それが差支あれば父の兄弟に頼む

11) 現在では息子が結婚した順に「分家」をするので、昔のように兄弟の間で争いがあって「分
家」をするということはなくなったという。章丘県の事例であるが、現在でも財産争いによっ
て「分家」することもあるという。革命以前は、やはり歴城県と同様に族長・母方オジ・村長
が「分家」の仲裁に当たっていたが、現在では宗族のうちで輩行の高い者・母方の実家の者
（母方オジも含む）・村の共産党書記が仲裁をするという（景甦教授からの教示による）。

(中略)

親戚の中で(照管人を)選ぶとき同族の方から意見をいうか=普通は父が死ぬ前に、母方の親戚に宣しく頼むというから、同族は口を入れない

父がどちらにも頼んでおかなかつたら=親戚の方が補佐する

(中略)

その子が幾歳になるまで照管するか=子供が十五、六歳になるまで。補佐する人がこの子に妻を貰ってやって身をひく [中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1952: 301-302]。

なにゆえに子供の母方「親戚」が後見人になることが多いかという点、「子供の母親が決めて招いて来る [中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1952: 245]」というように、後見人を決めるのは母であるから、母方の「親戚」を頼る傾向があるからである。

1941年に沙井村を調査した時点では、こうした後見人の実例が2例あった。その1つは自分の娘の子の後見人になっていた。それは娘の夫が「長工」という長期間住み込みで作男をしており、娘も傭工をしているので、その子を預かっていたケースである。もう1つは姉の息子の後見人となっていた事例で、これは姉とその夫が死亡したために、その子を引き取っていた [中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1951: 302]。

このように「親戚」が後見人となることは、華中においても報告されている。上海市嘉定県石丘門鎮では、幼少の子供を残して父が死んだ場合、親族会議が招集される。その会議の招集順位は、①母の兄弟、②亡き父の姉妹の夫、③亡き父の兄弟、④近隣の識者、であった [石川 1940: 103]。ここでは母方オジが最も重要だが、②の亡き父の姉妹の夫も重視されており、兄弟よりも「親戚」が後見人として、より重要な役割を果たしていることが注目される。

e) その他

以上のほかに、フェイ(費)が報告するように、「親戚」を中心に頼母子講を起こすような地域もある。これは結婚や葬儀の費用を捻出するために組織される「短期低額無利子」の互助的な金融組織である。そこで頼母子講の発起人が加入を呼びかけるのは、父の兄弟・兄弟・姉妹の夫・母の兄弟・妻の父などであり、彼らは加入の義務がある。このように「親戚」は頼母子講の重要な構成員であるので、姻戚関係がルーズな童養媳が好まれない要因の1つになっていた [FEI 1939: 268-269]。

しかし、頼母子講の構成員は必ずしも「親戚」とは限られていない。例えば華北の文献資料や筆者自身の山東省の調査では、華北においても冠婚葬祭にかかる費用を捻出するために、頼母子講を組織する場合がある。『中国農村慣行調査』では、「孝帽子

会」、「亡社会」、「紅白会」、「喜社会」、「打老人会」、「猪会」、「碗社」などという名称で報告されている[中国農村慣行調査刊行会〔編〕 1958:〈分類項目表〉14]。

筆者の調査した冷水溝にも、革命以前は「亡社会」があったが、その実態はフェイ(費)の報告とは異なる。葬儀費用を捻出するために頼母子講を作る場合の構成員は、老人を抱えた家族が幾つか集まったもので、「親戚」は関係ないという。それ以外の華北方面の調査報告書を見るかぎりでは、「親戚」を頼りにして頼母子講を作っている事例はなかった。

V. 結論と課題

漢族の婚姻儀礼は、婚資と持参財の交換が行なわれ、これによって婚姻連帯関係が作りだされる。「門当戸対」という習慣により、“wife-giver”と“wife-taker”の社会的・経済的地位が等しいもの間で婚姻が行なわれたので、婚資と持参財の等価交換が理念的であった。しかし婚資と持参財ではその社会的機能が異なる。つまり婚資は婚姻の成立要件であるのに対して、持参財は婚姻連帯の安定性に関与する。両者の機能的差異によって、その交換バランスが崩れてくる。婚資は婚姻成立の必要条件であるが、持参財は必要条件ではない。そこで婚資を受け渡す段階では、“wife-giver”のほうが“wife-taker”より優位に立っている。

また伝統的婚姻体系では、持参財が“wife-giver”から“wife-taker”へもたらされるが、贈与の流れによって両者の地位の高低を判断することは困難である。つまり「門当戸対」は、“wife-giver”と“wife-taker”との均等を求めるので、漢族の場合の持参財の性格は、カースト制度と昇嫁婚を前提としているインドの持参財の性格とは異なる。漢族の婚姻体系から見れば、婚約以前において“wife-giver”と“wife-taker”との社会的な地位が同等であるがゆえに、“wife-giver”は娘と同時に持参財も“wife-taker”へ渡すことによって、優位に立てると捉えることも可能である。

しかし婚姻成立後に“wife-giver”と“wife-taker”との間でやり取りされる贈与は、主として“wife-giver”の側からもたらされる。例えば、本稿で取り上げた産育儀礼の贈り物についても、嫁の実家が中心となる。また嫁の里帰りのときに、夫方からはみやげ物を持ってくることはないが、嫁が夫方へ戻るときには、必ず妻方からみやげ物を持って帰るという習慣は、“wife-taker”が“wife-giver”よりも優位であることを示すものであるといえよう。

そこで“wife-giver”と“wife-taker”との優劣を比較する場合に、どの要素を対

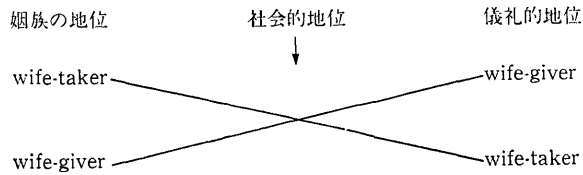


図7 マダカスカルにおける姻族の地位の流動性 [Block 1978: 29]

象とするかによって変わってくる。しかし婚姻儀礼においてどちらが優位であるかという点では、結婚前の段階では“wife-giver”である。この点では、筆者はエイハーンと同様の見解である。しかし結婚後の贈与の方向は、例えば産育儀礼のように“wife-giver”から“wife-taker”へなされる。また嫁の里帰りは、夫方から妻方へのお土産は不要だが、嫁が婚家へ戻るときには手みやげを持たせる。そこで結婚後は、“wife-taker”が優位であるともとれる。しかし、「分家」における母方オジの重要な役割や、嫁が死んだときの嫁の実家の役割など、“wife-giver”が優位な場合もある。

この問題については、ブロック (M. Block) の分析が、理論的整合性をもたらすといえよう [Block 1978]。彼はマダガスカル の事例分析により、カースト制度が存在せず、社会的・経済的地位が等しい“wife-giver”と“wife-taker”との間の通婚では、両者の優劣が流動的であると指摘している (図7参照)。

カースト制度の存在しない漢族の場合は、婚姻における贈与の流れと“wife-giver”と“wife-taker”との間の地位の高低は、固定的なものではない。そこで“wife-giver”と“wife-taker”との間の地位の高低について、フリーマンとウルフが異なる見解を主張しているとしても、その点については矛盾していない。つまり、“wife-giver”と“wife-taker”との間の地位の高低が固定的な社会と、そうでない社会とがある。前者の場合はカースト制度に基づいた社会である。しかし漢族は、配偶者を選択するときに“wife-giver”と“wife-taker”との間の均等性が要求されている。そこで結婚前後・出産・分家・葬儀などの時点で、“wife-giver”と“wife-taker”との間の優劣が流動的である。植野弘子は、〈婚家—生家〉の姻戚関係が2世代にわたって性格を変化させて展開することを指摘している [植野 1987: 403]。植野以外の研究者の見解は、いずれも“wife-giver”と“wife-taker”の地位を、時間の経過・儀礼的役割・社会的地位など、断片的に分析しているために、“wife-taker”と“wife-giver”の優劣を固定的に捉えてしまっている。そこに、従来の漢族研究の限界があったのである。

また伝統的婚姻体系が婚資と持参財の交換を必要としたのは、贈与が婚姻連帯の設

立とその安定性に関係するからである。そこで婚姻連帯により形成される「親戚」の交際と協力関係は、伝統的婚姻体系と結びついている。「親戚」のカテゴリーは地域によって若干の差異があるが、女性を媒介とする婚姻と親子関係の連鎖により形成されている。そして媒介となる女性によって、「親戚」としての役割が異なる。最も重要な「親戚」は母方の「親戚」であり、とりわけ母方オジは「分家」その他の家庭内紛争の調停役として重要な役割をはたす。妻方の「親戚」は子供の出産祝いなどで贈り物をする。母方の実家は「老娘家」、妻方の「親戚」は「娘家」と呼ばれて区別されるが、その役割は若干異なる。

いずれにせよ、婚資を回避する童養媳のような婚姻形態は、姻族関係がルーズになるために、あまり好まれていなかった。しかし童養媳の多寡は、中国の南部と北部では若干の違いがあった。南部に童養媳が多かったのであるが、その要因は社会構造の地域性に関連しているのではないだろうか。つまり「親戚」は、中国のどの地域でも存在するが、その役割であるとか、日常生活における重要度に地域的差異があったのではないだろうか。中国南部は宗族組織が北部よりも発達した地域である。そこで中国南部は出自集団である宗族が、村落社会の政治経済に大きく関与していた。これに対して中国北部は異なる。つまり北部では「親戚」関係が、南部よりも社会生活によりいっそう重要な社会的機能を果たしていたのではないだろうか。

このように考えるならば、かつて筆者が考察した、華北平原の村落に普遍的に見られる世代ランクのような特殊な習俗 [中生 1987a 第4章, 1987b] が成立している背景とも関連づけられるのではないだろうか。筆者としては、この問題をさらに地域別の社会構造の比較検討を通じて再考していきたい。

文 献

I. 邦文・華文

天野元之助

1952 『中国農業の諸問題』 東京：技報堂。

陳 達

1938 『南洋華僑と閩粵社会』 長沙：商務印書館（滿鉄東亜經濟調査局〔訳〕『南洋華僑と福建・広東社会』 東京：滿鉄東亜經濟調査局）。

中国農村慣行調査刊行会〔編〕

1952 『中国農村慣行調査（第1巻）』 東京：岩波書店。

1954 『中国農村慣行調査（第2巻）』 東京：岩波書店。

1955a 『中国農村慣行調査（第3巻）』 東京：岩波書店。

1955b 『中国農村慣行調査（第4巻）』 東京：岩波書店。

1957 『中国農村慣行調査（第5巻）』 東京：岩波書店。

1958 『中国農村慣行調査（第6巻）』 東京：岩波書店。

中華民國司法行政部〔編〕

1969 『中国民商事慣習調査報告録』 台北：古亭書屋（初版1930）。

堀江俊一

1987 『『母の与え手』と『妻の与え手』——台湾漢族の姻族関係に対する一つの視角——』
『民族学研究』 52(3): 199-220。

石川正義

1940 「中支に於ける農民の社会生活」『滿鉄調査月報』 20(6): 88-118。

國務院実業部臨時産業調査局

1936 『県技師見習生農村実態調査報告書（吉林省伊通県）』（《産業調査資料》39）。

喬 啓明

1935 『中国郷村人口問題之分析』 上海：商務印書館。

滿州国司法部

1944 『滿州家族制度調査』 東京：有斐閣。

水谷国一

1918 『支那に於ける家族制度』（《滿鉄調査資料》73） 大連：南滿鉄株式会社。

毛 沢東

1982 『毛沢東農村調査文集』 北京：人民出版社。

諸橋徹次

1948 『支那の家族制』 東京：大修館書店。

中生勝美

1980 「中華人民共和国における婚姻慣習と法政策——売買婚について——」『明治大学大学院紀要』 18(1) 法学篇：135-149。

1987a 「華北村落の歴史と社会構造」（上智大学文学部史学科提出，博士予備論文）。

1987b 「中国華北村落における世代ランク」『ふいんど』（明治大学社会人類学研究会）2: 29-40。

1987c 「中国山東省の婚姻儀礼」『比較家族史研究』 2: 67-72。

仁井田陞

1942 『支那身分法史』 東京：座右宝刊行会。

李 景漢

1933 『定県社会調査概要』 北京：中華平民教育促進会。

滋賀秀三

1967 『中国家族法の原理』 東京：創文社。

東北人民政府司法部宣伝科

1951 『婚姻法宣伝手冊』 瀋陽：東北人民出版社。

内田智雄

1956 『中国農村の分家制度』 東京：岩波書店。

植野弘子

1987 「妻の父と母の兄弟——台湾漢人社会における姻戚関係の展開に関する事例分析——」
『民族学研究』 51(4): 375-409。

II. 歐文

AHERN, E.

1974 Affines and Rituals of Kinship, In A. Wolf (ed.), *Religion and Ritual in Chinese Society*, Stanford: Stanford University Press, pp. 279-307.

BLOCK, M.

1978 Marriage among the Equal: An Analysis of the Marriage Ceremony of the Merina of Madagascar, *Man*, 13: 21-33.

BOSERUP, E.

1970 *Women's Role in Economic Development*, London: Geo. Allen and Unwin.

BUCK, J.L.

1937 *Land Utilization in China*, Shanghai: Nanjing University. (Commercial Press.)

CROOK, D. & I. CROOK

1959 *Revolution in a Chinese Village: Ten Mile Inn*, London: Routledge and Kegan Paul.

中生 婚姻贈与と婚姻連帯

DAVIN, D.

1976 *Woman-Work*, London: Oxford University Press.

FEI hsiao-tung

1939 *Peasant Life in China*, London: Routledge and Kegan Paul. (市木亮〔訳〕『支那の農民生活』教材社 1939; 仙波泰雄・塩谷安夫〔共訳〕『支那の農民生活』東京: 生活社 1940)

FEI hsiao-tung & CHANG Chih-i

1949 *Earthbound China: A Study of Rural Economy in Yunnan*, London: Routledge and Kegan Paul.

FREEDMAN, M.

1958 *Lineage Organization in Southeastern China*, London: The Athlone Press.

1966 *Chinese Lineage and Society: Fukien and Kwantung*, London: Athlone Press.

1970 *Ritual Aspects of Chinese Kinship and Marriage*, In M. Freedman (ed.), *Family and Kinship in Chinese Society*, Stanford: Stanford University Press, pp. 163-187.

GOODY, J. & S.J. TAMBIAH

1973 *Bridewealth and Dowry*, London: Cambridge University Press.

HOANG, P.

1919 *Le Mariage Chinois au Point du Vue Légal*, Changhai: Imprimerie de la Mission Catholique.

HUANG, P.C.C.

1985 *The Peasant Economy and Social Change in North China*, Stanford: Stanford University Press.

JOHNSTON, M.A.

1910 *Lion and Dragon in Northern China*, London: Oxford University Press.

KULP, D.H.

1925 *Country Life in South China: The Sociology of Familism*, New York: Columbia University Press. (喜多野清一・及川宏〔共訳〕『南支那の村落生活』東京: 生活社 1940)

LANG, O.

1946 *Chinese Family and Society*, Yale: Yale University Press. (小川修〔訳〕『中国の家族と社会〔I〕〔II〕』東京: 岩波書店 1953)

LEACH, E.

1961 *Rethinking Anthropology*, London: Athlone Press. (青木保・井上兼行〔訳〕『人類学再考』東京: 思索社 1974)

LÉVI-STRAUSS, C.

1958 *Anthropologie Structurale*, Paris: Librairie Plon. (田島節夫・他〔共訳〕『構造人類学』東京: みすず書房 1972)

1967 *Les structures élémentaires de la parenté*, Paris: Mouton & Co. [1st edition 1949] (馬淵東一・田島節夫〔監訳〕『親族の基本構造(上)(下)』東京: 番町書房 1977, 1978)

MAIR, L.

1971 *Marriage*, London: The Scolar Press. (土橋文子〔訳〕『婚姻』東京: 法政大学出版 1979)

MAUSS, M.

1925 *Essai sur la Don: Forme et Raison de l'échange dans les Sociétés archaïques, L'Année Sociologique*, 1: 30-186. (『贈与論——太古の社会における交換の諸形態と契機——』有地亨・伊藤昌司・山口俊夫〔共訳〕『社会学と人類学〔I〕』東京: 弘文堂 1973所収)

MOELLENDORFF, P.G.

1898 *Le Droit de Famille Chinois*, Paris: Rodolphe de Castella.

RADCLIFFE-BROWN, A.R.

1952 *Structure and Function in Primitive Society*, London: Cohen & West. (青柳まちこ〔訳〕『未開社会における構造と機能』東京: 新泉社 1975)

WOLF, A.P.

1970a Childhood Association and Sexual Attraction: A Further Test of the Westermarck Hypothesis, *American Anthropologist*, 72(3): 503-515.

1970b Chinese Kinship and Mourning Dress, In M. Freedman (ed.), *Family and Kinship in Chinese Society*, Stanford: Stanford University Press, pp. 189-207.

YALMAN, N.

1971 *Under the Boo Tree*, Berkeley & Los Angeles: California University Press.

YANG, Martin C.

1945 *A Chinese Village: Taitou, Shantung Province*, New York: Columbia University Press.

コメント

瀬川昌久

婚姻贈与の問題は、社会人類学の中の重要テーマの1つであったものであり、その問題に漢族社会研究の立場から真向から取り組んだ意義は非常に大きいと思う。ともすると我々の世代の漢族社会研究者は、こうした人類学の主要トピックスから離れ、特殊中国的な問題に終始しがちであるだけにその意義は大きい。また著者は、他の社会について議論されたモデルをそのまま漢族社会に当てはめただけではなく、漢族社会の特質に根ざした独自の見解に到達している。結論部分で著者は、妻与者（本文中では“wife-giver”）と妻受者（本文中では“wife-taker”）の社会的上下関係という、久しく議論されてきた問題が、カースト制に基づいた社会のような両者の間の関係の固定的な社会について有効な議論であっても、漢族のように両者関係がもともと流動的な社会においては議論の意味を成さないことを論じている。これは親族論（特に出自理論）の漢族社会への直輸入に出發したM. フリードマンの宗族研究がその後の研究者によって批判されつつあるのと同様に、婚姻論的トピックを漢族社会研究へ直輸入しても必ずしも生産的ではないことを、我々に悟らせるものである。ただ、童養媳の分布が中国北部より南部に多いことについての説明で、著者が南部における出自集団の発達に伴う親戚の役割の相対的な低さを上げている点にはいささか疑問の余地が残る。童養媳の慣行が盛んに行なわれていたのは、南部でも主に大規模な宗族組織を持たない下層の農民におい

てであり、こうした人々においては親戚ネットワークのもつ社会的意味は必ずしも小さくないと考えられるからである。また、これは評者（瀬川）の全くの思いつきだが、日本の関西と東京とでは持参財の規模や形態が異なるのと並行してアパートの敷金・礼金のシステムも異なるように、単に婚姻贈与のみならず小作契約や質入れなど、契約慣行全体の南北差をも視野に入れてみたら面白いのではなかろうか。